サービス種別	No.	内容	質問	回答
施設	1	移行準備支援体制加算 I	利用者が職場実習を行う場合、職員が同行する場合に限り 加算算定されるとのことだが、同行しない場合は欠席扱いと なり、本体報酬の請求もできないのか。	職員が同行しない場合、加算の算定はできませんが、施設外支援の要件を満たして実施している場合、本体報酬の算定は可能です。
施設	2	日中活動サービス等の事業運営上の理由から、支 給決定量の「原則の日数」を超える支援が必要とな る場合に、事前に横浜市に提出する「利用日数に 係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係 る届出書」について	事業所の運営上の理由で「原則の日数」を超える利用が見込まれる場合、横浜市に「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書」を提出する必要があるが、集団指導資料では、その際の注意点として、「対象期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和を超えないこと」と記載されている。 原則の日数を超える手続きをしているのに、なぜ「原則の日数」の総和を超えないという記述があるのか。	原則の日数に係る特例の届出とは、日中活動サービス事業所の運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合に、市に特例の届出を行うことで、特定の月に「原則の日数」を超える利用を可能とするものです。ただし、当該特例を適用する場合は、事業所で特定する3か月以上1年以内の期間(=「対象期間」)における利用日数の合計を「原則の日数」の総和の範囲内とすることが必要となります。よって、特定の月において「原則の日数」を超える支援の必要性が見込まれる場合は、対象期間内での利用日数が「原則の日数」の総和を超えることのないよう、他の月の利用日数を調整する必要があります。 例)4月から6月までの3か月を「対象期間」とする場合 〇特例なし 4月=23日上限、5月=23日上限、6月=23日上限 3か月の総和=23日×3=69日 〇特例の届出をした場合 4月=28日、5月=23日、6月=18日 3か月の総和=28日+23日+18日=69日

[※] その他、短期入所・共同生活援助サービスの質問はありませんでした。